

総務文教常任委員会記録

平成26年12月1日

【開催日】 平成26年12月1日

【開催場所】 第一委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時38分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中村 博行
委員	伊藤 實	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	福田 勝政
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	選挙管理委員会事務局長	藤村 安彦
消防課長	中野 公次	消防課消防団係長	田中 弘保

【事務局出席者】

事務局長	古川 博三	議事係長	田尾 忠久
------	-------	------	-------

【審査内容】

- 1 議案第90号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について(消防)
- 2 議案第99号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について(選管)
- 3 議案第100号 山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について(選管)

- 4 請願第10号 山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書について
- 5 陳情要望について
- 6 閉会中の調査事項について

午前10時開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。お手元にあります審査内容に沿っていくわけですが、選管の部分、2のほうからきょうは進めたいと思いますので、御協力よろしく願いいたします。それでは執行部の説明をよろしく願いいたします。議案第99号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてです。よろしく願いいたします。

藤村選挙管理委員会事務局長 まず審議の順番につきまして御配慮いただきましてありがとうございました。それでは議案第99号について選挙管理委員会から御説明をいたします。議案第99号は、山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてです。成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が、平成25年5月31日に公布され、同年6月30日から施行されました。この改正により、公職選挙法第49条第9項及び日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第9項として、「不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。」と、不在者投票管理者の不在者投票の公正な実施の確保についての努力義務規定が設けられました。また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第13条の2第2項として、「不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために要する経費の額は1日につき1万700円とする。」と、国会議員の選挙等において、不在者投票管理者が、市区町村の選挙管理委員会が選定した立会人、いわゆ

る外部立会人を投票に立ち合わせるために要する経費について、国が負担する額の規定が設けられました。特に、指定病院等の不在者投票については、都道府県の選挙管理委員会及び市区町村の選挙管理委員会が緊密な連携をとり、指定病院等の不在者投票管理者に対して、外部立会人を立ち合わせる取り組みを積極的に進めるよう助言、指導を図ることとされたため、投票所または期日前投票所の立会人等への報酬支給を規定している山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例について、外部立会人への報酬支給に関する所要の整備を図るものです。

改正の内容は、別表第1の「期日前投票所の投票立会人」の欄の次に、「指定病院等の不在者投票における外部立会人」の欄を設け、その「区分」を「1回につき」と、「金額」を「1万700円」としました。また、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人が、その職務を行うべき投票所の開所時間の一部についてのみ従事した場合における報酬額の算出方法を規定した第3条第3項を削除し、別表第1に「備考1」として、同様の規定をしました。あわせて指定病院等の不在者投票の1日の上限時間、これは午前8時30分から午後5時までの8.5時間になりますけれども、この一部についてのみ外部立会人が従事した場合における報酬額の算出方法を「備考2」として規定しました。これは、国が負担する額について、外部立会人が1日のうちの一部の時間について従事した場合には、実際に従事した時間に応じ、勤務の実績に相応した額とすることとされているためです。「備考2」の規定の内容は、外部立会人に支給する1日の報酬額1万700円を1日の不在者投票時間の上限、8.5時間で除して得た額に、外部立会人が実際に従事した時間数を乗じて得た額とするものですが、その額に100円未満の端数が生じた場合は、「備考1」における端数処理と同様に、50円未満のときは切り捨て、50円以上100円未満のときは100円に切り上げるものとなりました。以上、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 はい、説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 今、指定病院等の不在者投票について説明されたんですが、現在市

内にはこの指定病院での不在者投票ちゅうのは何カ所ぐらい、主などではどういったところがあるんでしょうか。

藤村選挙管理委員会事務局長 市内には指定病院それから指定老人ホーム等計14施設があります。以上です。

山田伸幸委員 現在は、そういった施設においては病院の管理者において、その投票立会人ということでされてるんでしょうか。

藤村選挙管理委員会事務局長 指定病院等につきましては、病院の院長が不在者投票管理者となって、立会人1名以上立ち合わせて実施をしております。以上です。

河野朋子委員長 ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。なければ質疑を打ち切り、討論に移ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、採決したいと思います。議案第99号について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。次に審査内容3に移ります。議案第100号山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について執行部の説明をお願いいたします。

藤村選挙管理委員会事務局長 それではこの説明に入る前にお手元に参考資料第1議案第100号と書いておるものがありますけれども、これをあわせてごらんいただければと思います。それでは議案第100号について選挙管理委員会から御説明をいたします。議案第100号は、山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定についてです。市長選挙の記号式投票は、記名式投票と比較して、投票の効力判定が容易になること、開票事務の簡易

化、迅速化が図れること、無効投票が減少すること、選挙人の投票の利便性が向上すること、投票の秘密保持にすぐれること等を理由として、昭和57年に小野田市において条例が制定されたもので、合併後の山陽小野田市においても引き継がれています。記号式投票は、前述のような長所が考えられる反面、市長選挙の当日投票以外の投票が全て記名式投票であることから、選挙人になじみの薄い投票であり、投票方法について、選挙人に混乱を生じさせるおそれがあることのほか、余分な経費が必要となること、選挙事務に遺漏を誘発するおそれがあること等の短所も考えられ、これらを比較考量して、廃止が適当であると判断しましたので、山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止するものです。

比較考量につきましては、初めに長所の、次に短所の検証結果を申し上げます。まず、長所と考えられる投票の効力判定が容易になること、及びその結果として開票事務の簡易化、迅速化が図れることについては、開票に要した時間により検証できると考えました。定数1から2、候補者数2から4の県知事選挙や県議会議員選挙は、開票手順の面で市長選挙と類似すると考えられるので、比較対象としました。実際の比較においては、選挙ごとに投票率、開票事務従事者数が異なることから、開票開始から開票確定までに要した時間、いわゆる開票時間で単純に比較することは適当でないと考え、選挙ごとの投票総数を開票事務従事者総数、今回の場合、主に開票事務に携わる開票班員と計数班員の合計ということで、開票事務従事者数というのをを出しておりますけれども、これで除して得た値を、更に開票時間で除して得た値、つまり、その選挙につき1人1分間当たりの開票投票数で比較しました。その内容が先ほどの参考資料の第1の(2)のところに結果が出ておるとおりですけれども、一応御説明をいたします。選挙ごとの開票投票数は、平成17年の市長選挙、このときは候補者数2ですけれども、このときは3.14票、平成21年の市長選挙、このとき候補者数2ですけれども、これが4.96票、これに対して、平成19年の県議会議員選挙定数2、候補者数4のときは4.92票、平成20年の県知事選挙、候補者数2は4.39票、平成23年の県議会議員選挙、定数2、候補者数3は3.93票、平成24年の県知事選挙、候補者数4は4.91票との結果を得ました。このことから、開票事務の迅速化が図れること等の長所については、記号式投票が記名

式投票に対して、明確な優位性を有するとの判断はできませんでした。

次に、無効投票が減少することについては、無効投票率により検証できると考えました。これについても類似する選挙で比較すると、これはお手元の参考資料の1の廃止した場合の影響等の(1)無効投票率のところに書いてあるとおりでございますけれども、平成25年の市長選挙の2.18%及び平成26年の県議会議員補欠選挙の5.15%と特異な例はありますが、市長選挙についてはおおむね0.8から0.9%、県知事選挙及び県議会議員選挙についてはおおむね1.5から1.8%と、記号式投票の場合が記名式投票の場合の半数となっていますので、記号式投票が記名式投票に対して、優位性を有すると判断しました。ちなみに投票率70%の場合、無効投票率は、本年9月2日の定時登録時の有権者数5万2,807人により算出すると、無効投票率0.9%は無効投票数333票、無効投票率1.8%は無効投票数665票というふうになります。

次に、選挙人の投票の利便性が向上すること及び投票の秘密保持にすぐれることについては、数量的な検証が難しいと考えました。しかし、投票の利便性が向上することについては、投票が、投票したい候補者に対して丸を表すスタンプ等を押印又は丸の記号を記載するだけの簡便な方法であることから、その利便性の程度の判断は困難ですが、当然に利便性は向上するものと判断できます。また、投票の秘密保持にすぐれることについては、いずれかの候補者に対して丸の記号を記載するだけで記載時間等に差異がないので、氏名の長短や字画の多寡のある候補者の氏名を記載する方法と比較して、いずれの候補者に投票したのか他者からうかがいがたくなるのではないかということからだと考えますが、これにより記号式投票が記名式投票に対して、優位性を有すると判断することは少し強引であると考えます。

続いて、短所であると考えられる選挙人に投票方法についての混乱を生じさせるおそれがあることについては、数量的な検証が難しいと考えました。ところで、記号式投票については、公職選挙法第46条の2第1項で「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票、点字投票、期日前投票、不在者投票を除く。については、地方公共団体は、前条第1項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、みずから、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの1人に対して、投票用

紙の記号を記載する欄に丸の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によりすることができる。」と規定しています。つまり、名簿届出政党等の名称等を自書する衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙以外の選挙については、選挙人が投票用紙に当該選挙の候補者の氏名を自書する記名式投票であるが、地方公共団体が条例で定めれば、当該地方公共団体の選挙について、記号式投票とすることができるということです。当市の場合、市長選挙のみが記号式投票であり、その市長選挙においても点字投票、期日前投票、不在者投票は、記名式投票となるものであるため、市長選挙とその他の選挙の投票方法が異なることに加え、同じ市長選挙においても当日投票と点字投票、期日前投票、不在者投票の投票方法が異なるなど、選挙人に投票方法についての混乱を生じさせるおそれが多分にあると考えます。また、市長選挙とその他の選挙が同日に執行された場合、当日投票において、選挙ごとに投票方法が異なることにより、選挙人に混乱を生じさせるおそれがさらに高くなるものと考えます。幸い、これまでのところ市広報紙を利用した啓発等によるためか、選挙人に大きな混乱が生じたという事案は承知していませんが、投票所からは、丸をあらわすスタンプ等の使用方法など投票方法について、選挙人が混乱したり、間違ったりした事案の報告を受けています。

次に、余分な経費が必要となることについては、投票用紙を余分に印刷しなければならぬこと及び丸をあらわすスタンプ等を購入する場合は考えられます。投票用紙は、記号式投票であっても、期日前投票及び不在者投票については、記名式投票となるため、当日投票用、記号式投票用の投票用紙ですけれども、これと期日前投票及び不在者投票用、これは記名式投票用紙、この2種類の投票用紙を印刷しなければならぬことに加え、2種類の投票用紙の印刷総数は、当日投票と期日前投票等との間で融通が利かないため、投票用紙1種類の場合より多く印刷しなければなりません。この印刷経費が1万5,000円から3万5,000円程度多くなるものと試算しました。試算の結果は、参考資料第1の2枚目に記載しておるとおりでございます。また、丸を押すスタンプ等を押印する方法とした場合、そのスタンプ等の購入経費として約12万円が必要になると試算できるので、経費の増嵩は避けられないものと考えます。

次に、選挙事務に遺漏を誘発するおそれがあることについては、その他の選

挙においても選挙事務の特殊性から短期間に事務が集中するため、このようなおそれは常在していますが、さらにそのおそれを高めるものと考えます。

以上、市長選挙における記号式投票の長所及び短所を比較考量した上で、選挙事務がより適正、迅速、かつ効率的に執行できることが選挙人の負託にこたえるものと考えた結果、山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止することが適当であるとの判断に至りました。

なお、平成25年12月31日現在、全国812市区中116市区で記号式投票を実施しており、実施率は14.3%です。山口県では宇部市と当市の2市のみの実施でしたが、宇部市は、本年6月に記号式投票を廃止しています。以上です。よろしく願いいたします。

河野朋子委員長 説明ありがとうございました。それでは委員より質疑を受けます。

山田伸幸委員 経費面で結局幾ら違うというふうに、今、いろいろ、それぞれ小分けに言われたんですが、総合的にどれだけ違うんですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 先ほど申し上げましたけれども、投票用紙の印刷経費として、1万5,000から3万5,000と。それに丸のあらわす印を押すスタンプが12万ぐらい。十五、六万。20万円弱ということになるかと思います。はっきり数字として出せるものについてはその程度となります。

山田伸幸委員 先ほどの説明からすると丸は自書でもかまわないということですよ。スタンプを別に押さなくても。それについてはなぜ考慮されていないんでしょうか。

藤村選挙管理委員会事務局長 これは私どもの選挙執行規程で、この市長選挙については丸の記号をあらわすスタンプを押すことによっても、丸を記載することによってもいいということで、そのスタンプを使わなければ当然スタンプの購入費は要りませんので、はっきり数字としてわかるものは投票用紙の印刷代1万5,000から3万5,000ということになります。以上です。

伊藤實委員 昭和57年に小野田市のほうでこのようなことをされたわけですね。メリットはここの議案説明に書いてあるようなところでしてるわけですから、当然それをする場合には旧小野田市の実態がどうだったのかも当然比較しないといけないと思うんですが、それは容易にできると思いますが、その辺の数字は出てないんですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 昭和57年度に、先ほど申し上げたようにこの条例を制定しております、それから合併までは当然小野田市ですと選挙をしておりますけれども、例えば投票率がわかりますので、投票総数とかは、わかりますけれども、投票総数とか、開票に要した時間はわかりますけれども、その当時何名の職員を使ったかというのが、そういう資料まではちょっと残ってないんで、例えば1人1分当たりの開票数、それを出すというのはちょっと難しいということになります。

伊藤實委員 それであれば要は57年からこういう理由というような裏づけ根拠は全然選管では検証してないということでもいいですね。

藤村選挙管理委員会事務局長 検証していないと言いますか、今わかる数値の中で検証しております。それが山陽小野田市になってからの検証ということでありましてけれども、何度か選挙をしている中で、必ずしもこの方法が絶対正しいかというわけではないんですけれども、1つの参考として開票速度というのはほとんど変わらないという結果が出ておるといふふうに思います。

伊藤實委員 それでは記名式にした場合は一番問題になるというのは、疑問票。いろんな市会議員なんかでもね、1票差で通るか決まるわけですよ。これ丸であれば疑問票は基本的にないと思うんですが、先ほど丸、バツではいろいろ選挙人からあったということですが、記名式の字が間違っ書いてとかいろいろそのようなことは全くなかったんですかね。今、丸でした場合はいろいろ選挙人からあったという答弁があったんだけど、普通であれば記名式のほうのが要するに漢字で

もいろいろあって、間違いは多いわけですよ。そして今度疑問票というときにすごく時間がかかるわけですよ。接戦になればなるほどなるわけですから、そうした面からいくと丸、バツのほうのがはっきりわかりやすいと思うんですが、その辺はどうなんですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 これは先ほど無効投票率というところで無効投票になる前に疑問票がどうなのかというのがありましたけれど、個々の事例で記号式にしたら疑問票が出ないというもんじゃないと思うんです。この無効投票が出る前に当然この記号式でも疑問票が出て、それを振り分ける中で、無効投票と疑問から有効に回っていく票というのが出ております。ですから絶対にですね、この記号式投票が疑問票が出ないというもんじゃないで、例えば記号式投票でも丸の押し方であるとか、真ん中に押してるものとかですね、必ず疑問は記号式だからないよと、スパーンと出ると、無効と有効しかないよというものではないです。というのが我々なるべく選挙人の投票意志を重視しようということで、記号式であれ、記名式であれ、選挙人がいずれの候補者に対してですね、投票したのかというのを考えますんで、疑問のあるものはいずれの記号式であれ、記名式であれ、出てきています。以上です。

伊藤実委員 選挙人がどっちに入れたかということを見ると、今言うね、センター、真ん中に入れたというのは、要は意志表示を半分にしたことであってね、要は言ってるのは正確な欄に丸を入れればそれがいくんだけど今度漢字とか読み仮名、字がなかなか書けない人が書いた場合、それは丸の場合と字を書く場合は大きく差異があると思うんですよ。今言われるのはね、どねえかしてこの議案を通そう、通そうと、もうそればっかしで、できない理由ばっかしをさっきから言ってるわけ。はっきり言ってさっきの説明を聞いたら経費の印刷にしてもね、相当違うかなと思ったら、たかが1万5,000、3万の世界ですよ。そして今スタンプにしてもね、十何万て言われるけど、実際そのスタンプ台で十何万てね、どんなスタンプを使うのか、その辺の詳細ももうちょっと出してほしいの。これは経費面がどうのこうのって言うんだったらそうなんだけど、実際違うし、今実際にはインターネット投票が今から始まろうとしてるわけよね。インターネット投票はどうなるんで

すか。そういうのを含めると何であえてここですかという、よそがやめてるからという話を今ここで出るのは全然今理解できない。

河野朋子委員長 無効投票率が平成17年、21年、25年と市長選挙が出てるんですけど、それ以前の無効投票率は出てるんですか。それを導入する前のとか、そういう比較はされてるんですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 これについては手元に資料がないので、恐らく確認はできると思います。

河野朋子委員長 それ自体だから導入した目的というのは、とにかく市民の皆さんがやりやすいとか、間違いがないとか、無効投票が減るとかということが目的であれば本来、もちろん職員の負担を減らすというのももちろんありますけども、そもそもそういったものが目的であれば、それがどのようにこれによって変わったのかという検証をきちんとすべきじゃないんですか。そのあたりなぜされてないのかがちょっとどうなんですか。明らかに市長選挙とその他の選挙で無効投票率が倍ぐらい違うわけですよね。それをどのように捉えてらっしゃるんですかね、そのあたり。

藤村選挙管理委員会事務局長 これは先ほど申し上げたように長所、短所の比較の中で、無効投票率が記号式投票になれば、これは明らかに数値的に出てる結果なんでこれは長所として、それは私どもも比較考量する中で、これは長所であると、明らかに優位性が認められるというふうに申し上げておると思いますけれども、これはあくまでもその他のものも含めて比較考量した結果、廃止することが適当であるというのが、今ですね、先ども申し上げたんですけども、この記号式投票をとっているのが、私どもで言えば、市長選挙だけ。その市長選挙においても、当日投票だけ。覚えてらっしゃるかと思いますが、期日前投票は記名式投票なんです。同じ市長選挙でも期日前とか不在者をする場合は、ちょっと名前を書かないといけない。当日のみ記号で書く。記号を、丸を書くか、丸を押す方法によるということなんでですね、それと当然にですね、市長選挙と

いうことで、その他の選挙ですね、大体任期4年というものが多いんですけれども、4年の中で、その他の選挙では全部記名式でですね、なかなか実感としてこの記名式投票をしてるというイメージもですね、なかなか湧いてきてないんじゃないかというふうに考えております。

山田伸幸委員 実際よね、市長選挙で投票があったのはこの3回ですよ実質。その前はほとんど無投票だったんですね。ないんですよ、市長選挙が。(「あるよ」と呼ぶ者あり)あるにはあるけど、最近の私たちの経験からすると、この3回しかないんですよ。本当に。その前はないはずですよ。それでもう1つ。平成25年に、昨年ですよ、この平成25年の市長選挙は住民投票と一緒にされたんですよ、それで無効投票が随分ふえてるということだけですので、それを考えると平成17年、21年を見るとやはり非常に無効投票が少ない、有効な投票方法ではないかなと思うんですけどね、その点については評価をされておるんですが、その評価があまりにも低いような気がするんですがいかがでしょうか。

河野朋子委員長 先ほど聞いたのと同じことになりますけど、市長選挙がこれだけ少ないけれどもその理由よりもその他の理由を重要視して今回廃止するというふうに判断されたというふうに先ほど言われたので、そういうことですよ。いいんですか。もう1回確認しますけど。

藤村選挙管理委員会事務局長 もちろんおっしゃるように無効投票率が低い。無効投票数が少ない。これは選挙をやる上でなるべく無効を出さないというのが、これは重要なことだとは思いますが。ただ先ほども言いましたように全体的に、総合的に判断して、それが結局は市長選挙、先ほどインターネット選挙とかいうのもありましたけど、全体として選挙の情勢見ると、この記名式投票とっているのは、日本とインドネシアか何か、世界から言えば少ないんですけれども、ただ今日本の現状として外国はともかくとして、日本の現状として記名式投票とっているのが、ほとんどないと。全部が記名式投票になるということになればですね、それはそれでいいとは思いますが。これだけ記名式ということについて、むしろこれだけであれば、ほかの分はどうなのかという形で、例えば市議選は、じゃ記名

式でもいいのか、記号式じゃなくていいのかというようなこともあると思うんですけども、これで記名式投票のが現在は大勢であると。その中でこれだけを記号式投票とすることは逆にどうなのかというふうに考えております。

伊藤實委員 今回の議案は山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例の廃止ですよ。市議員とかほかのことを言ってるわけではないですよ。それはそれでまた別になる話で、全く今回の議案の審議に関係ないと思います。そうした中で今言われるように期日前は記名だ、当日は丸ということですが、一人の人が双方にするんだったら迷うかもしれませんが、一人一回なんですよ。一人一回ですよ。だから要するに字のなかなかはっきり、筆圧のない人が書きにくいとかいろいろそういう場合、だからそこはちゃんと広報等ですればできるわけですから、何の混乱があるかちゅうのが全く理解できないわけですよ。要するに一人の人が2回投票があると、それで期日前は名前だったと、その当日はスタンプだったと。だったらそういうようなことがあるんだけど一人一回しかないわけですよ。ということはその人が行ったときに投票事務の際にこの期日前については、記名というふうにすればね、全然問題ないと思いますがね。だから今さっきから聞くのは、もうできんような理由ばっかしでね、その改正理由というか、これを廃止する理由がさっき言う財源とかね、何かがあればいいんだけど、こうやって無効投票にしてもね、先ほど山田委員が言われた、2. 18。これは住民投票の関係ですよ。はっきり言うて。住民投票に対する批判なり、あった票ですよ。全然違うわけよ、意味合いが。全然説得力ないですよ。

岡山明委員 私のほうから宇部市のほうが2017年の市長選から自書式に変わると。そういうお話聞いて、この宇部市は2013年に投票用紙の自動読み取り機、これを導入されとるんですね。そういった意味で、その記号式でも自書式でも開票作業のスピードが変わってないと。そういう状況の中で宇部市は今回変わったと。じゃこの山陽小野田市は何かとったんかと。何の手續も状況も変わらない中で、ただ制度だけ変えようと。57年に、先ほど話があったんですけど。57年にどういう趣旨のもとで、この記号式にしたんかと。そういう趣旨と、じゃ今回持ってきた平成26年に持ってきた、その考え方、その辺をちょっと私ほうかいたいなど。

57年に記号式にしたと。で、この26年に変えると。何をもって変えるんだと。それをちょっとお願いしたい。

藤村選挙管理委員会事務局長 先ほど説明の中で57年は例えば迅速化が図れるとか、そういうような長所があるであろうということを理由に制定されたというふうに申し上げたとおりで、今回の廃止というのはそれらの長所と考えられるもの、それから今までやってきた中でですね、短所だと考えられるものを比較考量した結果、廃止するのが適当だという判断に至ったということです。以上です。

岡山明委員 そういう話があった状況の中で、宇部市は自動式に変えたと。機械を使って開票速度もアップしたと。じゃその部分で山陽小野田市は何かしたんかと。こういう部分はどうなんですかね。何か手を施したと。開票速度に関して。どうです。

藤村選挙管理委員会事務局長 宇部市が開票方法をどうされたかというのは、ちょっと承知をしておりませんが。私ども開票を、例えば以前は機械でやってて、今は人間の手でやってるということは、ないんですけども開票方法は変わってないと。変わってないにもかかわらず、その開票速度が変わらないということはどうですかね、記号式投票の迅速化というメリットはほとんどないのではないかとということです。以上です。

山田伸幸委員 私も立会人で何回も思ってるんですけど、昔に比べて精度が物すごく上がってますよね。そういったことを考慮されてないですよ。今の説明では。

藤村選挙管理委員会事務局長 確かに精度が上がってるというか、開票事務に従事する職員が頑張ってくれて、日々効率的にはなっております。なっておるからその開票速度が上がってますけれども、それはそれにしてもその記号式投票とどの選挙についても開票事務に従事する職員が頑張ってくれてますんで、日々開票の速度は上がるようにはなってきておると思いますけれども、この市長選挙の記号式投票、記名式投票で比較した場合、記号式投票であるから開票速度

が速いということは、この検証の結果からは得られなかったということでございます。以上です。

中村博行副委員長 先ほど八百数十の全国市の中で、116ということで、14.3%が記名式にすぎないというふうなお話で、宇部市も記名式を廃止されたということなんですけれども、先ほど伊藤委員からも出ましたけれど、電子投票等々ですね、今後そういう方向に向かっていくんじゃないかというふうに見受けるんですが、例えば八千代市なんかは、平成18年から記号式のほうに変更してるんですよ。そういったことからするとむしろ記号式に移行してるような傾向があるんじゃないかというふうに思うんですけどもその点はどんなですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 実は私どもが記号式投票にしてから現在に至るまで、その記号式投票の自治体がふえたかどうかというのは、ちょっと調べてみたんですけども、その資料をちょっと得られなかったと。で、先ほど申し上げた昨年の12月末時点での資料というのは、これはちょっと実を言えば宇部市さんから教えていただいた資料で、というのがちょっと私どもが加盟していない団体が持っている資料みたいなんで、調べた限りではうちのほうがわからなくてですね、今現在どういう状態なのかというのを知りたいためにこの資料をいただいた、その資料なんですけど、それで57年制定当時から現在までにふえたのか減ったのかというのはちょっとわからないというしか申し上げられないんですが、この記号式投票がメリット、デメリット比較考量して、メリットがあるということであれば、現在市区では14%強という数字というのは、むしろ低いんじゃないかなという気はしています。そんなにメリットがあるということであればですね、もっと多くの自治体で採用されていてもいいんじゃないかというふうには感じてます。以上です。

中村博行副委員長 まあ14.3これだけ見ればですね、そういうふうな判断ができるかと思うんですけども、これが上がってきた14.3じゃないかというふうな、インターネット投票ですね、電子投票こういったものを考えてみますとね、そういう方向にあるんじゃないかという気がします。そしていろいろ調べてみますと記号式の投票について見ますと、メリット、デメリットで言うと、まあ個数から言うとですね、メリ

ットのほうがかなり多いんですね。かなり多い。項目的にですね。多いから少ないからということよりむしろ少なくともそれに対する理由づけというものがしっかりしておるかということになると思うんですけども、例えばメリットの中で先ほどから出ていますように疑問票を少なくできる。これがもう第一だと思うんですけども、それから多々あるんですけども、障害者等の自書できないものに対する配慮。また先ほど経費の削減につながるというふうなお話もあったんですけども、港区なんかはむしろ総合的に経費節減につながると。記号式のほうがですね。そういうようなこともインターネットで調べて限りなんですけど、ということが言われております。この辺についてどういうふうに判断されますか。

藤村選挙管理委員会事務局長 先ほど私どもも申し上げたように今ふえてるのか、へってるのかというのはちょっと判断できない。議員さん言われるようにふえてこの数字なのかもしれないし、逆に減ってこの数字なのかもしれないし、これはちょっと検証できないんで、今の段階ではわからないと申し上げたとおりです。それから障害者といえますか、決してですね、この記号式投票から記名式投票に変わってですね、その選挙権の行使を奪うものではないというのは御理解をいただきたいと思います。これは御承知のように代理投票というのがありまして、そもそも心身の障害で、自書することができない方については代理投票制度というのを利用できますんで、決して選挙権行使をですね、制限するものではないというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。以上です。

中村博行副委員長 もう1つ総合的に経費削減という判断の際ですよね、それについて具体的に言いますと、投票に直接かかる費用とですね、そういった意味で初期費用ですよね、先ほどおっしゃったような。この比較だと思うんですけども。それに対して最終的に初期費用の件で1万5,000ぐらいから3万ぐらいというふうなお話がありましたけれども。そしたらそのほかの初期費用以外のものではむしろ記号式のほうが経費が削減できるんじゃないかなという気がするんですけど、そここのところの説明をお願いします。

藤村選挙管理委員会事務局長 おっしゃるとおりですね、すぐわかるものは印刷費用

とかそういうことなんですけれども。例えば記名式投票が記号式投票に対して時間的なメリットといいますか、開票時間が短縮できるというようなことが明らかであればですね、短縮できた時間外が削減できるというのは、幾らというのはなかなかわかりませんが削減できるというのは、傾向としてはわかります。ただ先ほどの比較考量の中でも記名式投票と記号式投票でそれだけ開票速度に差がないというような結果が導き出されてましてですね、じゃ開票事務に従事する従事職員の時間外勤務手当はこれからでは減らせるということは、なかなか判断できなくて、はっきりわかるこの数字。経費的にはこの数字ということになります。以上です。

山田伸幸委員 先ほど障害者のこと言われましたけど、私も障害者、いろいろ付き合いがありますけれど、やはり人に頼むというのは非常に嫌がっておられますね。できたら自分で書けるものなら書きたいということをおられましたので、名前を書くよりは丸のほうがはるかにそういった方の機会を保障する上でもすぐれているというふうに思います。

伊藤實委員 今、中村副委員長が言われたこの数字ですよ、14.3%。今、藤村室長のほうはその辺を要するに宇部なりの資料ということで、これ資料にこういうふうに記載してるわけですよ。記載してるわけでしょう。この表現というのは要は全国では14.3%しかやってないですよ。しかしながら私もですが、副委員長も要はこれがふえてきた14.3なのか、減ってきた14.3で大きな違いですよ。まあいいです。委員長へ提案ですが、その辺の資料等を出してもらわないとですね、ここが大きな違いだと思いますよ。今この状況下でね、どうも説明聞くと時間についても問題ないというけど先ほど疑問票があるかどうかの度合いにしても丸と記名式は明確に違うんですよ。誰が聞いても。そうでしょう。丸と漢字、平仮名いろいろ片仮名なんだか、誰がどう判断してもひいき目に見てもね、丸のほうのが速いですよ。速いです。

河野朋子委員長 先ほどの14.3%ですか、その資料についてはすぐ調べられるものじゃないですよ。そのあたりどうですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 これが、そういう資料があるのかどうなのか、現時点の状況、全国の状況はこうだということでお出しした資料で、増加してるのか減少しているかという資料は出せるのかどうなのかも含めてですね、ちょっとこの時点ではわからないとしか申し上げられません。

伊藤實委員 一番そこが肝心なんよ。要はこれ14.3%が全体からしたら少ないかもわからないんだけど、先ほど言う、今後はインターネット投票というような、電子投票というのはね、やはり国でもそういうような話になってるわけですよ。今後はそういう時代になるんよもう今からは。そうなってくると要はこれが10が14.3になったという状況と全く違うんでここは大きくすごく重要なところだと思いますんで、もうきょうないならもうしょうがないよ、それは。

河野朋子委員長 ちょっと休憩取らせていただいていいですかね。少しあれしましたので。じゃ11時まで休憩させてください。

午前10時53分休憩

午前11時再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。休憩前に引き続き何か質疑があれば。

笹木慶之委員 ちょっと二、三お尋ねしますけどね。まずこの公職選挙法の第46条の2第1項の規定はいつできたんですか。特例規定は。

藤村選挙管理委員会事務局長 46条の2第1項の規定ですね。お手元にお配りしてる資料の1枚目の裏にあるんですけれども、ちょっと読み上げます。

笹木慶之委員 いやいやそうじゃないです。いつ施行されたんですかということ。この法

律が。

藤村選挙管理委員会事務局長 済みません。ちょっとこれがいつの。

笹木慶之委員 多分これ57年か少し前じゃないかと思うんですがね。

河野朋子委員長 これを受けて57年に改正されたというのは、これがあったからそうされたんじゃないんですか。そうじゃないんですか。そのあたり。

藤村選挙管理委員会事務局長 それは承知しておりません。済みません。

笹木慶之委員 それで今、私確認したんですがね。多分その法律改正がされたことによって、それが運用されたというふうに理解せざるを得んと思うんですがね。問題はね、もう2つ聞きますが、今回のこの議案作成について一番はね、ずっと話聞いていますと投開票事務の従事者の判断がまず1点ですね。それからもちろん立会人の皆さんのこともあるかもしれませんが、まずは投開票事務の皆さんの、というのが例えば点字投票、期日前投票、不在者投票で分けておることと、いわゆる丸をつける欄という方法の中でね、それが選挙人に伝達するのが複雑とか、困難とかいうふうなことがあるのかどうかですね。それから開票はね、これはそんなに関係ないと思うんですよ。それから2点目はね、選挙管理委員会は当然これ選挙管理委員会から出た話じゃないかと思うんですが、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。

藤村選挙管理委員会事務局長 投票の方法についてはですね、これは市長選挙のみが記号式投票ということで、これについてはそのたびごとに、記号式投票というのは通常しない投票なんで、そのたびごとに広報等でお知らせして、周知を図るようにしておりますけれども、多分これは執行してる者の実感としてですね、多分選挙人の方はその投票用紙見られたときには、多分当日だけなんで、私は当日投票所に行っていないんであれなんですけど、聞く話等々によると、おやっと思われることが多いというふうに感じています。それから私どものほうの、この

廃止を出した件なんですけれども、当然比較考量と、それから比較考量した中でということが一番なんですけど、大きなところは金額がそんなに大きくないじゃないかと言われるんですけれども、その金額が少なくなるということと、適正に執行できるかという、我々一番問題となるのは、いかにミスを犯す危険性を排除していくかと、そういうことが一番選挙人の負託に応えることだというふうに思ってますんで、それらの中で、ほかの投票もそうであるというならばあれなんですけども、これだけ記号式投票をしてですね、それがためにミスが出る可能性というのがあればですね、そういうのも排除していきたいというふうには考えてます。

笹木慶之委員 私がお聞きしたのはね、選挙管理委員会でこの問題が十分審議されたかどうかですね。それがまず1点。それから2点目はさっきも言いましたように確かに今おっしゃるように選挙事務というのはワンパターンの作業をいわゆる厳格に、厳粛に適切にやるということが大事だと思います。私もそれこそ物すごい長い間従事しましたので、非常に緊張する作業であることもよくわかってます。その中でね、その中でさっき言ったように投開票従事者が非常に、その都度、何て言うかな、この市長選挙だけこうであるということによって、物すごくやっぱり心痛すると言いますかね、ということなのかどうなのか。やっぱり現実をきちっと把握した上で発言されんとね、と思うんですが、その辺どうですかね。

河野朋子委員長 2点ありましたけれどもお願いします。

藤村選挙管理委員会事務局長 一応委員会の中では先ほどの99号も100号についてもですね、こういう理由で今議会に提出するということは説明をしております。それから先ほど申し上げた、なるべくミスがあるおそれは排除したいと。これについては、この市長選挙だけが特殊な事例で告示日の5時を過ぎてからの投票用紙の印刷ということになるんで特に市長選挙、市議選挙というのは選挙期間が短いんです、きちんとそれができるかというおそれがいつも多くてですね、通常の選挙と比べてもこれについてはかなりの負担になっているというふうに考えます。

伊藤實委員 投票用紙ができるとかできんとか今回の衆議院選挙どうなるんですか。

そんなことっていうよりは、要は市長選とか事前にわかるわけですから、その辺の準備したから今回でも専決でしたわけでしょう。市長選なんか大体任期で始まるわけですから、その辺はね十分に準備ができるんで、それは理由にならないと思いますが。それからちょっと待って・・・。

河野朋子委員長 ちょっと整理してもらって。ほかに。

岡山明委員 私のほうからいいですか。

河野朋子委員長 ちょっと答弁のほうがあれば。

藤村選挙管理委員会事務局長 そういう御質問じゃないかもしれないんですけど、衆議院とかは当然投票用紙うちのほうではつくりませんし、記号式投票というのは投票用紙というのは立候補の届出が終わってからでないとできない。これはちょっと事前には準備できない。普通の記名式であれば執行日が決まればです、ある程度当然告示日の翌日から期日前投票、不在者投票が始まるわけなんで事前に印刷というのは可能なんですけれども、その記号式投票だけは立候補者が出て、それから順番が決まって初めてということになりますので、その部分ではできないということになります。

伊藤實委員 しかしながら今はその辺の印刷についてもね、比例代表も一緒ですよ。まだ名簿順位とかもそうだし、実態は一緒なんで国政ができるんで、その辺については全然問題ないと思いますし、今までもやってるんで。それは理由にならないと思いますが、先ほど選挙管理委員会のほうには説明したということですが、どのような議論があったのか、ぜひともその辺の議事録ができてるとは思います。主だった選挙管理委員からの意見はどうだったのでしょうか。

藤村選挙管理委員会事務局長 これは委員会のほうで私どもの議案としてこれで説明しておりまして、各委員からは特に反対の意見は出ておりません。これで行うこ

とについての了承は得ております。

伊藤實委員 もちろん議事録はあると思いますが、いつ委員会をされたのか。ということは、さしたる質疑がないというような議事録なんですか。

藤村選挙管理委員会事務局長 今、委員会の開催日はちょっと調べてみないとわかりませんが、さしたる意見がないとか、特に反対なりですね、追加でということがなければですね、それは意見がないということもあり得ると思います。以上です。

岡山明委員 私は先ほどのお話の中で、ミスの排除って発言されて、そういった意味で私はさっきお話した自動読み取り機。宇部市もこの2013年からやっとなんですけど、そういう状況の中で、この山陽小野田市は宇部市と違って人口規模が小さいと。費用対効果の面から見ても自動読み取り機は導入していないと。これが現状ですね。読み取り機ないですね。ないのが現状だと思います。

藤村選挙管理委員会事務局長 自動読み取り機はですね、実は持っておりますですね、これは使うのが通常候補者が多い場合ですね、特に市議選の場合とかも使ったりしてます。それとか衆議院、参議院で使ってる例があります。ただ自動読み取り機の話が出てきたんで、選挙に携わってる者として、その自動読み取り機の効果がそれほど高いかという、先ほど委員もおっしゃったように山陽小野田市ぐらいの規模であればですね、実感として余り機械を導入したらすごく違うというようなあれは持っておりません。以上です。

岡山明委員 そう言われると、じゃ全く逆じゃ、記述を考えたときに何の回答もメリットも何もないということになることでしょうか。そういうことを今話されたんじゃないですかね。記号式であろうと記述式であろうと、自書式ちゅうか、それは何のメリットも機械も使ってないんだから、変える要素としては何もないんじゃないですかね。メリットというとおかしいんですけど、記号式であろうと自書式であろうと今言われた回答の中で、何のメリットも何にもないと。何ら変える根拠が出てないんじゃない

ですかね。そのお話になると。私は受ける形としては、じゃ何のために今回変えるんかと。

河野朋子委員長 条例改正の必要性をもう少し説得力を持って説明していただければと思いますけれども。

藤村選挙管理委員会事務局長 廃止するというのは先ほど申し上げたように比較考量した結果です。それと自動読み取り機というのはですね、丸とかバツの記号を読み取るだけではなくて、名前を読むということもできます。記名したものを読むということもできます。これは市長選挙と、先ほどこの比較考量の中で、市長選挙と類似の例えば知事選挙であるとか、県議選挙であるとかいうのをですね、比較したときに記号式投票である市長選挙に対して記名式投票である知事選挙であれ、県議選挙であれ、実際の読み取り機を使わずに、どちらも同じように人間の手で分けても、その開票速度には遜色がなかったということで御説明しております。以上です。

岡山明委員 今は丸、ペケにしても記入にしてもそういう時間的開票速度は変わらないと。今そういう発言ですね。今回これを自書式に変えるって、その根拠はあくまでも開票速度に関してはないちゅうことですね。今そういう意見で解釈で私受けていいですね。

藤村選挙管理委員会事務局長 時間の遜がないということは、その記号式投票が開票時間が短くなるという長所は認められなかったということです。以上です。

岡山明委員 ちょっとしつこいんですけど、認められなかった、それはおかしいんじゃないですか。時間的に普通の自書式と記号式で時間差があるんじゃないですか。開票速度が違わないと。そういうことはちょっとおかしいんじゃないですかね。

藤村選挙管理委員会事務局長 計算方法が正しいかどうかという、あれはあるかもしれませんが、この検証した中ではですね、記名式も記号式も開票速度に

遜色がなかったということは、その当初導入された中の開票が迅速化できるであろうという長所というものは認められなかったのではないかとことです。以上です。

河野朋子委員長 ほかに何か質疑がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り討論に入ります。討論はどなたか。

山田伸幸委員 いろいろ説明を受けたんですが、今回この条例を改正する理由というのが理解できません。メリット、デメリットの検証も何か不十分のように感じますので、これについては反対をしたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ討論を打ち切ります。それでは採決に入ります。本議案について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 賛成少数で本議案は否決すべきものと決しました。以上です。お疲れさまでした。5分休憩しましょうか。

午前11時20分休憩

午前11時28分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。大変お待たせして済みません。議案第90号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について審査いたします。執行部の説明をよろしくお願いいたします。

中野消防課長 議案第90号は、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の改正についてであります。これは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の制定に伴う児童扶養手当法の一部改正により、同法の一部に条番号等の変更が発生することから、本条例附則第5条第7項第1号、第2号中の児童扶養手当法の当該条番号等を引用している箇所について所要の改正を行うものであります。なお、児童扶養手当法の一部改正の内容については、児童扶養手当と年金の併給調整の見直しが図られ、児童扶養手当の支給対象とされていなかった公的年金給付等の受給者等について、今回の改正で公的年金給付等の額が児童扶養手当法に定める額を下回る場合、その差額を支給するという改正でございます。なお、現在、本条例の規定による損害補償を受けている消防団員等は、該当はございません。また、今回の改正については、本条例の公務災害補償の損害額が児童扶養手当を下回ることはなく、影響はないものと考えております。以上でございます。

河野朋子委員長 ありがとうございます。説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは議案第90号について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。大変お待たせして済みませんでした。お疲れさまでした。

(執行部退場)

河野朋子委員長 それでは審査内容第4の請願第10号山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書について、これは継続となっておりますけれども、この議案について審査をいたします。これについて御意見のある

方。

中村博行副委員長 この件については随分長く継続ということでやってまいりました。

本来ならもっと早目に結論を出さなくてはいけないと思うんですけども、ここまで引っ張った以上、それだけ慎重審査をしなければならないということは当然あると思います。その中で市内の親子の給食調理場、こういったものもメンバー新しくなってですね、行ってないかと思うんですよ。そういったことでできれば親子で一番遠いところの学校の給食を試食してみるということも1つの参考材料になるんじゃないかという気がしますので、できれば3月には上程される可能性が大いにあると思いますので、それまでに結論を出すということからすれば、それも1つの方法だと思いますので、今議会についても継続してですね、2月までには採決できるような体制を整えられたらと思いますので、今回もう一旦継続をしたかどうかと思います。

河野朋子委員長 今の意見についていかがですか。

伊藤實委員 私も継続するというのでいいと思いますが、一般会計のほうで附帯決議を出しました。それと我々総務と一般会計で先日2カ所の視察に行きましたのでその後の検証といいますか、ここは専門性といいますか、総務のほうでもですね、今回の附帯決議、一般会計のほうの附帯決議ではありますが、総務のほうでね、そのような進捗状況なりその辺についてのまた教育委員会との協議も必要ではないかというふうに思いますので、正副委員長のほうでその辺をまた諮っていただきたいというふうに思います。

河野朋子委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

笹木慶之委員 私も今お2人の方から意見が出ましたが、そういったことを踏まえてですね、いわゆる最終的な判断をする時期はもう間近に来ていると思いますので、もう一度そのあたりをきちっと整理をして臨んだほうがいいということで継続という方法を希望したいと思います。

河野朋子委員長 ほかの委員の方もそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今ありましたように引き続きもう少し自校あるいは親子方式の学校への視察などを含めて、そして教育委員会との附帯決議のその辺も含めて、今後さらに調査を深めるという意味でこの件は継続というふうにしたいと思えますけれど、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）継続とします。ほかに何か。一応これで議案の審査は以上で終わります。じゃ5番の閉会中の継続調査事項について、今このように挙げておりますが、いかがでしょうか。

山田伸幸委員 9月議会の報告会で検討事項が出ておりますので、それを見てたんですけど。

河野朋子委員長 何が漏れてますかね。

山田伸幸委員 これで言うと、例の豊かな体験学習の件が出ております。山陽オートのことはありますね。あとは総務としてはいろいろな事業に対する保険加入の件が課題として出てるのは出ております。主にはさっき言いました豊かな体験学習の件かなと思います。

伊藤実委員 山田委員が言われるように、豊かな体験学習も、これは一般会計のほうでいろいろ指摘したことで、総務に移管するんですが、今、定住についてね、今総務のほうでこれが結構まだ深く行くんで、実際これ予算にかかわる問題にもあるし、今からでいくと、そこまでね、今給食センターの話もあって、総務としてそれ以上なかなか時間的にいろんなことを考えるとちょっと難しいんじゃないかと思えますので、今の体験学習については一般会計のほうでの附帯決議と意見で言ってるんで、これはまた予算委員会のほうでしっかり総務の意見も踏まえてするというふうにしたほうがちょっと今、大きな課題が、給食と定住というのがあって、それに集中したほうがいいんじゃないかというふうに思います。

河野朋子委員長 よろしいですか。そのようにして。ほかに何かこれに加えることがあれ

ば。「なし」と呼ぶ者あり)所管事務調査の調査事項についてはこれで決定したいと思います。よろしいですか。「はい」と呼ぶ者あり)じゃこのように決定いたします。一応委員会をこれで閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午前11時38分閉会

平成26年(2014年)12月1日

総務文教常任委員長 河野 朋子

総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成26年12月1日(月)

午前10時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第90号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防）
- 2 議案第99号山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について（選管）
- 3 議案第100号山陽小野田市長選挙の記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について（選管）
- 4 請願第10号山陽小野田市の学校給食を親子方式で実施することを求める請願書について
- 5 閉会中の調査事項について

参考資料第 1 (議案第 100 号)

1 廃止した場合の影響等

(4) 無効投票率 (無効投票数 / 投票総数)

ア 市長選挙

(エ) 平成 17 年 4 月 24 日執行 (0.86%、295 票)

(オ) 平成 21 年 4 月 19 日執行 (0.79%、253 票)

(カ) 平成 25 年 4 月 7 日執行 (2.18%、527 票)

イ その他の選挙 (候補者が少数であるもの)

(キ) 平成 19 年 4 月 8 日執行山口県議会議員一般選挙 (1.52%、455 票)

(ク) 平成 20 年 8 月 3 日執行山口県知事選挙 (1.48%、296 票)

(ケ) 平成 23 年 4 月 10 日執行山口県議会議員一般選挙 (1.72%、421 票)

(コ) 平成 24 年 7 月 29 日執行山口県知事選挙 (1.53%、337 票)

(コ) 平成 26 年 2 月 23 日執行山口県知事選挙 (1.78%、377 票)

(シ) 平成 26 年 2 月 23 日執行山口県議会山陽小野田市選挙区選出議員補
欠選挙 (5.15%、1,072 票)

(5) 開票速度 (1 人 1 分当たりの開票数 = 投票総数 / 開票事務従事者 (開票
班 + 計数班) / 開票時間)

ア 市長選挙

(ウ) 平成 17 年 4 月 24 日執行 (3.14 票、候補者 2 人)

(エ) 平成 21 年 4 月 19 日執行 (4.96 票、候補者 2 人)

イ その他の選挙 (候補者が少数で、同日選挙等でないもの)

(オ) 平成 19 年 4 月 8 日執行山口県議会議員一般選挙 (4.92 票、候補者
4 人)

(カ) 平成 20 年 8 月 3 日執行山口県知事選挙 (4.39 票、候補者 2 人)

(キ) 平成 23 年 4 月 10 日執行山口県議会議員一般選挙 (3.93 票、候補者
3 人)

(ク) 平成 24 年 7 月 29 日執行山口県知事選挙 (4.91 票、候補者 4 人)

(6) 投票用紙の印刷経費等

別紙

2 参考資料

- (6) 廃止前の条例
- (7) 宇部市長選挙の記号式投票に関する条例の廃止について
- (8) 昭和 57 年 3 月小野田市議会定例会議事録
- (9) 小野田市長選挙の記号式投票に関する条例
- (10) 任意制選挙公営制度及び記号式投票制度に関する調

3 他市の状況

記号式投票を実施している市区は、平成 25 年 12 月 31 日現在、全国 812 市区中 116 市区で実施率 14.3 パーセントとなっている。山口県では、宇部市と本市の 2 市であったが、宇部市は、平成 26 年 6 月に記号式投票制度を廃止している。

4 参考条文等

●公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 46 条第 1 項

衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者 1 人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

●公職選挙法第 46 条の 2 第 1 項

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票（次条、第 48 条の 2 及び第 49 条の規定による投票を除く。）については、地方公共団体は、前条第 1 項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの 1 人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができる。

●公職選挙法第 47 条

点字投票

●公職選挙法第 48 条の 2

期日前投票

●公職選挙法第 49 条

不在者投票

(別紙)

投票用紙の印刷経費等

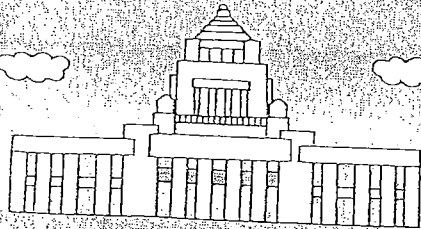
(1) 投票用紙の印刷経費

市長選挙 (記号式投票)	市議会議員選挙	市長選挙 (記名式投票とした場合)
執行日：平成17年4月24日 印刷代：316,837円 内訳：記名10.5円(5,000枚) 点字50円(200枚) 記号4.35円(55,000枚)	執行日：平成17年10月10日 印刷代：261,450円 内訳：記名3.6円(60,000枚) 点字165円(200枚)	執行日： 印刷代：284,550円 内訳：記名4.35円(60,000枚) 点字50円(200枚) 記号式投票との差額【▲32,287円】
執行日：平成21年4月19日 印刷代：187,530円 内訳：記名3.6円(9,000枚) 点字29円(200枚) 記号2.88円(50,000枚)	執行日：平成21年10月4日 印刷代：197,400円 内訳：記名3.2円(55,000枚) 点字60円(200枚)	執行日： 印刷代：172,410円 内訳：記名2.88円(55,000枚) 点字29円(200枚) 記号式投票との差額【▲15,120円】
執行日：平成25年4月7日 印刷代：207,795円 内訳：記名3.7円(9,000枚) 点字79円(200枚) 記号3.1円(50,000枚)	執行日：平成25年10月6日 印刷代：192,150円 内訳：記名3.5円(48,000枚) 点字75円(200枚)	執行日： 印刷代：172,830円 内訳：記名3.1円(48,000枚) 点字79円(200枚) 記号式投票との差額【▲34,965円】

(2) 記載器具(スタンプ)費

平成17年4月24日執行 60,480円(200本。罫ムサシ)	平成21年4月19日執行 120,960円(400本。罫ムサシ)	平成25年4月7日執行 0円(スタンプを購入していないため。 記載器具は鉛筆を使用)
------------------------------------	-------------------------------------	--

※ スタンプ(税抜き定価32,000円(100本1梱包、罫ムサシ2010~2012選挙システムカタログ))



選挙制度が変わりました

平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。
成年被後見人の選挙権の回復とともに、選挙の公正な実施確保のための改正も行われました。

指定病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化

- 今回の改正により、指定病院等の不在者投票管理者には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。
- 国政選挙においては、外部立会人に要する経費については、国費により措置されます。

指定病院等の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(指定病院等)においては、入院・入所者が病院長等の不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。

(事務の詳細は裏面をご確認ください)

代理投票における補助者の見直し

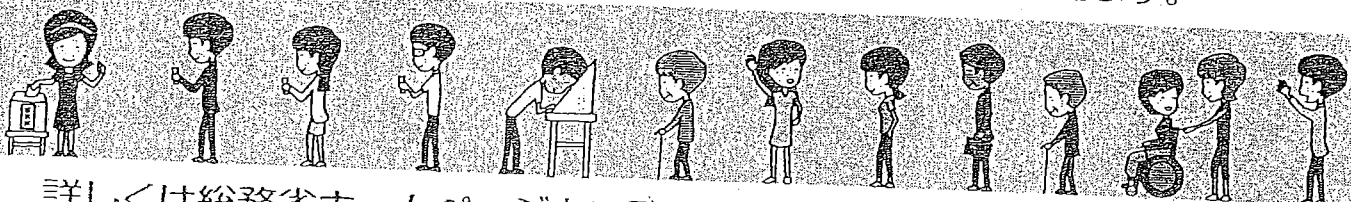
- 今回の改正により、代理投票の補助者は、投票事務に従事する者に限定されることとなりました。

代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度です。

成年被後見人の方の選挙権の回復

- 平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。
この夏に実施される参議院議員通常選挙では投票することができます。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/index.html)

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
<p style="text-align: center;">総務文教常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関すること。 ・財政に関すること。 ・小型自動車競走事業に関すること。 ・教育、文化等に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設・教育施設の老朽化及び耐震化等に関すること。 (2) 学校給食に関すること。 ・入札に関すること。 ・政策提言に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定住人口促進政策に関すること。 (2) 教育環境の整備に関すること。 (3) シティーセールスに関すること。 (4) 市の組織に関すること。 (5) まちづくり白書に関すること。 (6) 大学に関すること。 	<p style="text-align: center;">平成27年3月 定例会前日まで 継続して閉会 中調査する。</p>